

〔書評〕

櫻井 光昭著

『敬語論集——古代と現代——』

本書は、著者が、前著『今昔物語集の語法の研究』出版以後に発表された、敬語関係の諸論文をもとにして成ったよしである。まず各章のタイトルを掲げることによって、本書の内容の大略と全体の構成を紹介すると、

- 第一章 古代敬語試論
- 第二章 院政・鎌倉・室町期の敬語——活用語を中心に——
- 第三章 『古事談』の尊敬語
- 第四章 『撰集抄』の敬語
- 第五章 「殿」と「様」の使い方・「君」の由来と用法
- 第六章 マス（デス）による敬語表現の最低基準——『風俗小説論』を参考として——
- 第七章 掘辰雄氏『かげろふの日記』に見る敬語表現——その誤用の考察——

なお、末尾に「作品別 古典の敬語表覧」が付せられている。第五章は室町期から現代にかけてを時代範囲としているが、現代にウエイトがあり、第一章から第四章までが古代敬語を対象とし、第五章以下が現代敬語を対象にしている。書名の副題「古代と現代」と

穂 田 定 樹

はその謂と解される。第一章の細目は次のようになってい

- 第一章 古代敬語試論
 - 一—i 古代敬語の概念規定
 - 一—ii 優遇的意義と敬意に基づく表現
 - 一—iii 表現としての敬語
 - 一—iv 敬語の社会的基盤
 - 一—v 優遇的配慮の視点
 - 二—i 敬語の種類
 - 二—ii 敬語の構成様式
 - 三—i 優遇的意義の内容——敬度との関係——
 - 三—ii 関係敬語の問題

以上である。

本書は、書名を、さりげなく『敬語論集』としているが、右に掲げた章立て、ならびに第一章の細目からわかるように、単なる既発表の論文の寄せ集めではない。第一章を総論とすれば、第二章以下、特に第四章までは、その各論に相当する。すなわち、第一章は、著者が執ろうとする方法に必要な概念を設定し規定する章であ

り、第二章以下は、それに基づいて具体的に展開された研究である。

その第一章は、「古代敬語」の概念規定からはまっている。

「古代敬語は古典語の敬語である。ここに古典語（第二章の古代語と異なる）とは、平安時代（院政期をふくむ）の国語、ならびに、中世前半期（はほ一三、一四世紀）の国語のうち、平安時代語に準ずるものを指す。」（二ページ）

本書第二章にいう古代語とは、「係り結びの通則を有する日本語の体系」（二五ページ）であり、時代的には平安時代までの言語である、と解されるのであるが、本書が、あえて古典語なる概念を持ちこんで古代敬語を規定しようとするのは、本書第三章が、平安時代古記録の文体を継承する古事談の敬語を対象とし、第四章は第四章で、「イマソカリ」「ミソナハス」「聞コユ」「侍リ」という、中世文語として成立した典型的な平安時代語的をしばっていること、第二章は十五世紀、十六世紀の室町時代をも対象の範囲としながらも、「同一または類似の語形の敬語に関連して、平安時代語の終焉と中世文語の成立について述べることが多」ということ（二六ページ）と照応せしめて、本書の観点、ひいては対象の史的性格を、より明確にきわ立てようとしたもの、いわば方法論的な見地に基づくものかと思われるのだが、また別に、古典語という以上は、誰のどのような価値観をになっているのが気にかかり、あるいはまた、古代敬語という名称の、第一章にいう古代語とのまぎらわしさが気にならないでもない。しかし、この規定によって、第一章は、第二章以下が課題とする平安時代語の終焉と中世文語の成立を見とどけ見きわめるための理論となり方法となり得たと言えよう。

ところで、この第一章では、次の二点が注目される。

第一点は、一—一における「敬語」の規定である。第二点は、二—一の「敬語の種類」における「美化語」の問題である。

まず、第一の問題点であるが、本書は、敬語を次のように規定している。

「敬語とは、⁽¹⁾平常語と対応して⁽²⁾優遇的意義を表現する語である。優遇とは、使用対象を、平常語で待遇するよりは、⁽³⁾より上位の者として待遇することである。したがって、話し手（書き手）は、かならずしも使用対象を自己よりも上位者として待遇するとは限らない。」（一—二ページ。傍線とその記号は引用者が付した。）

(1)は敬語の範囲を規定し、これによって、代名詞は、「平常語を確定しにくく、したがって敬語と平常語を対置して考察するのに不適當」（二—二ページ）として、狭義の敬語からは除外される。(2)は敬語の敬語としての内実——待遇的意義の規定であり、(3)はその優遇の方法と言えよう。そして、本書は、特に、この(1)(2)の二点を通説と異なる点としている。古代敬語の「仰す」や「賜ふ」や「申す」などの用法の中には、敬意という用語や距離の概念では覆い尽せないものがあり、その待遇的意義を規定するために、敬意の概念を過度に拡大していた私にとっては、この優遇の概念は、きわめて有効なものとなりそうである、まことに魅力的である。ただ、(3)に関しては、それを全面的に受け容れようとする時、若干の迷いが生じないわけではない。

(1)の「平常語で待遇するよりは」が「待遇するコト（待遇）よりは」の意か、「待遇する地位・人物よりは」の意か、ややまぎらわ

しいが、第一章一—v優遇的配慮の視点の項に、「自己を基準とせず他者を基準として敬語を使用している」（八ページ9行）とある所からすれば平常語で待遇する地位ないしは人物（対象）よりはの意であろう。そう解して、話手自身ではないこの相対的下位者を、著者の右の用語によって他者と称する。このいはまた、それが敬語を全面的に規定するものなのか、部分的な規定にとどまるのか、その点がかややあいまいのように思われるのだが後に後続する「かならずしも」以下の記述や、本章三—iの16ページあたりの記述からすれば、部分的な規定であるように解せる。ただ、そのように解した場合、

○他者より上位者として優遇する表現と、話手自身より上位者として優遇する表現との併存現象を、どう意味づけるか。敬語ならびに敬語表現の体系にかかわるのか、それとも場・場面にかかわるのか。かかわるとすればどのようなか。

といったことが問題になるのではなからうか。さらに、ひるがえって、その他者と、平常語待遇を原則とする自己とは、どこまで異質なのか、もし、同質と考えることができるならば、*い*を、全敬語にわたる規定にまで拡大できないものか、とも思う。もっとも、筆者に、その点に関する確たる見解があつて言っているわけではない。こうした問題を提起する力が、本書の提言には存するということなのである。

話題の人物（動作の為手や受手）をこの相対的下位者としての他者として把える考え方は、関係尊敬語、関係謙譲語についての従来の規定の中にもあつたが、これを絶対尊敬語（「絶対」という名称との矛盾ないしは違和については今は置く）に持ちこんだ事は、

本書の新見解であり、それによって、自敬表現や卑者に対する敬語表現の表現構造が、非常にすっきりと解明されている。ただ、話手自身よりも上位の人物を使用対象とした絶対尊敬語表現において、他者が相対的下位者になることは、できるのかもしれないのか、また、自己と他者とが、同時に相対的下位者にすえられることもあるのか、ないのか、関係謙譲語の用法B「シテ・ウケテ」の上下関係とは無関係に、ウケテを使用対象として優遇する場合」（二二ページ）の相対的下位者は、絶対尊敬語表現の場合と同じであるのかどうか、*い*が部分的規定であることから派生する、こうした小さな事について、もうすこし詳しく論述されておれば、本書の趣旨は、より明瞭に理解されるのではないだろうか。

次には、第二点、美化語の問題である。ただし、本書は、辻村敏樹氏の所説に従っていて、辻村説の可否の問題は、本書の直接の課題にはなっていないのであるが、「侍り」「候フ」「致ス」が美化語として記述されていて、従来の分類になじんでいる者は、いささかとまどいを覚えるであろう。それに、宮地裕、大石初太郎氏らの諸家にも論があるのであるから、もうすこし論及してはしかった。特に、辻村説で「候フ」などが美化語に所属させられている論拠は、主に「文法的な語の独立性」に求められているようだが（『岩波講座 日本語4』『日本語の敬語の構造と特色』辻村敏樹）、心中思惟にも用いられて聞手指向性の認められない、現代語でいえば才菓子やオイシイ等においては文法的独立性は問題にならず、聞手指向性の顕著な「候フ」や「侍り」についてのみ、それが問題になるといふ点に、疑問が生じるのではなからうか。最も上位の敬語分類に、次元の異なる文法的性格が入りこむのはどんなものであろう。より

純粹な敬語的性格によって、積極的な論及を期待したい所であった。たとえば、第二章一〇八ページに例示されている沙石集の「被申」表現などによって。もっとも、種を明かせば、筆者が、その種の「被申」の表現の説明に苦慮して、十分な概念規定もせず、莊重表現という用語でかっこうをつけたつもりでいる現状ゆえの期待ではある。

さて、第二章から第四章までは、さきに紹介したように、古代敬語の実証的研究で、本書によって示された新事実、新事例は、故拳に違なしと言えよう。裨益を蒙ること頗る大なるものがある。特に、鎌倉期以降の文献の総索引が平安時代ほどできていず、また、中世諸文献を広くかつ深く立ち入って調査した敬語研究の書もない現時点では、ちょっと細かく中世の敬語を知ろうとすると、すぐ行きどまりになってしまうのであるが、そうした状況の中にあつて、本書の存在は、きわめて貴重である。本書の引例態度の厳しさは、引例の典故の伝本や本文批判に関する吟味、言及がしばしばなされていることにもうかがえる。また、対象とする敬語についての関係論文の掲出もまことに詳細である。しかも、第二章の初稿は、『講座国語史』(大修館)所収の「近代の敬語I」であるが、初稿以後に公表された研究の紹介やそれへの言及が随所に加筆されているなど、著者の厳しい不断の研究態度の一端がここにもうかがわれ、安心して拠ることのできる研究である。

第二章は、その標題の示すように、院政期から室町期に及ぶ、実に五百年にわたる時代の敬語の記述的研究である。いきおい、資料の言語量も実に膨大なものになるはずで、こういう場合、ともすれば用例の羅列に終りやすいものであるが、本書は、十分細かに例

示しながら、羅列に終っていない。全体を時代ごとに三分することを選択して全時代を一括し、対象の区分は、まずは敬語の種類(尊敬語・謙讓語・美化語・丁寧語)によってし、それをさらに品詞によって分け、次いで、主にその意義によって——大多数を占める動詞は、その意義とする動作概念によって語群を作り、その語群ごとに記述する、という構成になっている。そのために、位相、変遷、交替、敬度等を、個々の語・語群ごとに、全時代を通じて記述することが可能になって、単なる用例集に落ちずすんだと言える。しかし、形式がそうなっているだけに、それを生かして記述するには、よほどの力量を要するはずである。本書第二章は、どの語、どの語群を取り出しても、その語・語群に即して史的展開の流を指し示そうとしており、しかもそれはみごとに成就している。

第三章『古事談』の尊敬語の細目は次のとおりになっている。

一—i 『古事談』と令のよみ ii シムの用法

二—i 『古事談』の尊敬語

この一—iは、まず「令」のよみを、不説でなくシメであり、また、筆者の注釈を加味して言えばシメタマフでもない、という仮説を立て、一—iiは、その根拠を示すべく、古事談における令の用法を略述しようとしたものである。ただし、シムの用法は、中世のシムについての諸家の研究をふまえて、(1)使役、(2)尊敬、(3)謙讓、(4)美化語的、として、検証が試みられている。中世のシムが、この(1)の用法を持つことが確かであるかぎり、本書の結論もまた、妥当性を持つとしなければならぬ。筆者にも、本書の結論を積極的に疑う材料を持っているわけではない。しかし、古事談の文体が、平安時代の記録体を承ける漢字主・専用体で、令の仮名表記がない

だけに、平安時代の記録における令の用法とのかかわりの上からは、本書の判定にも、なお一抹の不安、というか、今一步の確かな証を期待する気持があるのも、また事実である。

もっとも、それは、主に(2)の尊敬の用法にかかわることなのであるが、早く、小右記には次のような事例がある。

① (主上) 有_レ三方忌者、夜令_レ違給云々、今日御物忌云々、御物忌間、令_レ移_レ他殿如何、(長保元・七・八)

② 皇后宮令_レ出家云々、年来御剋念云々、(寛仁三・三・二五)

③ (左大将教通) 云、……(前太政大臣藤原道長)、戌剋許有_レ惱給之告。乍驚馳參、通夜不覚惱給、今間令_レ休息(寛仁二・間四・一六)

すなわち、令と令給とが併用されていて、しかもいずれの例も、後続する尊敬語を持っているわけでもない。令は、タマフを読み添える慣用的表記であった可能性がある。類例は左経記や春記にも見える。本書が例示する古事談の尊敬の令は、次のような例である。

(1) 無_レ幾程、清和天皇誕生給。雖_レ有_レ童稚之齡、依_レ先世之宿縁、触_レ事令_レ悪_レ於善男。(巻二一一五〇語。木書一二三ページ)

(2) 又奉_レ相_レ白川院。可_レ令_レ及_レ八句之由称_レ之。(巻六一四四六語。同右)

この令がシメタマフではなかった、と断定できる根拠は、なかなか得にくいのではなからうか。右の例の(1)の本文は江談抄の本文——『古文系江談抄注解』所収、説話番号水言抄A49V、該当部分異文なし——に殆んど一致する。ただし、江談抄本文には「清和天皇誕生給」の「給」はない。江談抄本文でも、この種の令と令給とが併用されている。しかし、江談抄のこうした事実にも、古事談の令が

シメタマフであったことを証する力はない。むしろ、江談抄には、本書が謙讓への移行的用例とする古事談の令に類するかと見られる令も見られる。

○又被命云、……真濟僧正者為_レ小(野)親王祈師、真雅僧都為_レ東宮護持僧云々、各專祈念、互令_レ相猜云々。(前掲書、水言抄A180V。ただし神田本は傍線部を含む「各」以下を欠く。)

○被談云、菅三品……草了之後、先令_レ見_レ順許_レ之処、順見之、一夜之中令_レ和令_レ送_レ文時許云々、文時大令_レ嘆。(同右、神田本A39V)

また、次例などは、尊敬用法への移行的用例かもしれない。

○菅宣義見_レ之云、……、匡衡云、足下達令_レ坐_レ巨甕、漸書云々(同右、水言抄A184V)

とすれば、古事談も江談抄も、令の用法においては、ほぼ同じ段階にまで行きついていたのかもしれない。そして、右例などからすれば、本書が結論しているように、尊敬語シムが成立していたかもしれない。ただ、その如何はさておくとしても、この種の令の語形は、先行文献とのかかわりも、考えられなければならないと思う。

第四章は、撰集抄の敬語の研究であるが、特に、対象をイマソカリ、ミソナハス、聞コユ、侍リの四語にしばって、平安時代語の終焉、中世文語の成立の様相を説明して、中世における敬語の歴史の核心に迫った好論と言えよう。そのうちの、ミソナハスと聞コユとを代表に選んで、本書の目次によってそれぞれの細目を示す。

ミソナハスを中心に

一——ミソナハスの語源 二——ミソナハスの用例 三——平安時代
のミソナハスの用例 iv 『撰集抄』以外の中世のミソナハ

スの用例

二―i 『撰集抄』のミソナハス（ミソナハカス）の用例と分析

ii 『撰集抄』の御覧ズ・見給フの用例と分析 iii 『撰集抄』のミソナハス・御覧ズ・見給フの分布

三―i 『撰集抄』のミソナハスの特質 ii 近世のミソナハスの

用例

聞コユを中心に

一―i 本段の要旨

二 A 謙讓語聞コユの終焉

A i 今昔までの聞コユ A ii 今昔の間コユ A iii 間コユ

終焉の時期

三―i 近世の用例を中心に ii 敬語性の検討

四 A 中世の用例を中心に

A i 『撰集抄』以外の間コユ A ii 『撰集抄』の間コユ

五―i 雅語聞コユ成立の原因 ii 雅語聞コユの文体的価値 iii

『徒然草』の間コユ iv 『松浦宮物語』の異例

右にも見られるように、きわめて多面的な対象への迫り方がなされている。すなわち、あるいは類義語との詳細な対比を行ない、また、撰集抄を中軸にして、前時代および撰集抄以後の時代に射程をのばしての追求、しかも、単なる現象の記述に止めず変化の原因や変化の価値、意義を分析し追求しようとする。かくて、中世敬語の歴史の典型的な景観が、みごとに描き尽された、と言ってよからう。

第五章は、接尾語「殿」「様」「君」の用法の成立、変遷を、敬度や語感を主要内容とする待遇価値に重点を置いて現代にかけて考察し

たもの。第六章は、中村光夫氏の『風俗小説論』を資料にして、マス表現が、文構造のどのような部分に、どのように分布して用いられているかを分析し、それにもとづいて、マス（デス）による敬語表現の最低規準を求めようとしたもので、敬語教育の資料となる、という実用的な効果も期待されている。第七章は、堀辰雄氏の『かげろふ日記』敬語表現について、まずはその実態を記述し、そこに見出された各種の誤用を分析考察した、非常にユニークな研究である。前半に紙面をついやしすぎて、第五章以下に詳しく触れる余裕がない。右の通りの簡単な内容紹介にとどめるが、全体を通じて、この密度の高い研究書を、なお正しく読み得ていない所が多々あることを恐れながら筆をおく。

（昭和五十八年四月二十五日発行 明治書院刊 A5判 三三八頁 四八〇〇円）

—— 岡山大学教授 ——
（昭和五十九年一月九日 受理）